

議案第44号

三田市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について

三田市いじめ問題対策連絡協議会設置条例を次のとおり定める。

平成26年6月2日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市いじめ問題対策連絡協議会設置条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき三田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員及び三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) いじめ防止等に関する機関及び団体の関係者

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

2 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。